

が定めるところにより算定した額を控除した額とする。	附 則 (平成二年八月七日政令第一九号)
(施行期日) 1 この政令は、法の施行の日 (平成十三年八月五日) から施行する。	附 則 (平成十三年八月五日) 1 (施行期日)
(国) (貸付金の償還期間等)	2 法附則第三条第三項に規定する政令で定める期間は、五年 (二年の据置期間を含む。) とする。
3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法 (昭和六十二年法律第八十六号) 第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第一百七十九号) 第六条第一項の規定による貸付けの決定 (以下「貸付決定」という。) ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三条第一項又は第二項の規定による国の貸付金 (以下「国の貸付金」といいう。) の交付を完了した日 (その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日) の翌日から起算する。	3 法附則第三条第三項に規定する政令で定める期間は、五年 (二年の据置期間を含む。) とする。
4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。	4 この政令は、均等年賦償還の方法によるものとする。
5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。	5 この政令は、均等年賦償還の方法によるものとする。
6 法附則第三条第七項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。	6 法附則第三条第七項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一九年二月二三日政令第三号) 1 (施行期日)
(施行期日) 附 則 (平成一六年四月九日政令第一六号) 2 (施行期日)	2 法附則第三条第三項に規定する政令で定める期間は、五年 (二年の据置期間を含む。) とする。
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。	3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法 (昭和六十二年法律第八十六号) 第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第一百七十九号) 第六条第一項の規定による貸付けの決定 (以下「貸付決定」という。) ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三条第一項又は第二項の規定による国の貸付金 (以下「国の貸付金」といいう。) の交付を完了した日 (その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日) の翌日から起算する。
附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 4 (施行期日)	4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 5 (施行期日)	5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
附 則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 6 (施行期日)	6 法附則第三条第七項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十二年八月十九日) から施行する。	附 則 (平成二十三年七月二九日政令第二三七号) 1 (施行期日)
この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律 (次項において「改正法」という。) の施行の日 (平成二十三年十月二十日) から施行する。	2 附 則 (平成二三年一二月二日政令第三七六号) 1 (施行期日)
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	3 附 則 (平成二七年三月三一日政令第一三八号) 1 (施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	4 附 則 (平成二八年二月一九日政令第四五号) 1 (施行期日)
この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施行する。	5 附 則 (平成四年四月二七日政令第一八一号) 1 (施行期日)
この政令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律 (令和三年法律第三十七号) 第十七条及び第四十四条の規定の施行の日 (令和四年五月十八日) から施行する。	6 附 則 (平成二九年二月二三日政令第三号) 1 (施行期日)